

令和2（2020）年度加盟登録について

このことについて、下記の要領により加盟登録をお願いいたします。

記

- 1 申し込み締め切り日 令和2年3月27日（金）必着
 - 2 申し込み方法
 - ① チーム登録票および選手一覧表に必要な事項をすべて記載のうえ、Eメールにより送付してください。
《登録票送付先》 chiba-y@park-mente.jp 青森市サッカー協会宛
 - ② 負担金、登録料を下記口座に振り込んで下さい。（郵送は不可）
 - 3 加盟登録負担金、選手登録料及びリーグ参加料
 - ① 負担金 一団体（1チーム登録） 20,000円
 - ② 選手登録料 1チーム30名まで 15,000円、30名以上1名につき、1,000円を加算した額（例；32名の場合 15,000円+1,000円×2名=17,000円）
 - ③ リーグ参加料 1チーム 15,000円（昨年度まで20,000円）
 - ④ 表彰式参加料 11月に行われる表彰式の参加料（3名分） 1チーム 15,000円
 - ⑤ カレンダー代 日本サッカー協会が販売するカレンダー代 1チーム 3,000円
- ※ 1チーム30名以内の場合の合計金額 75,000円（昨年度まで81,000円）
- 《振込先》 青森銀行 浪打支店 普通 3103506
青森市サッカー協会 社会人委員会事務局 千葉 洋一
住所：〒030-0902 青森市合浦2丁目17-50
電話；017-744-0404
- 《納入期限》 令和2年4月3日（金）午後3時までに納入のこと
- ※ 会長杯、8人制サッカー等の参加料は、大会ごとの納入になります。

※ 令和2（2020）年度 社会人サッカーリーグ参加条件

- ① 代表者、責任者がチームをまとめきれること。
(リーグ規約を選手に守らせ、リーグの罰則が厳しいことを伝えること。)
- ② 協会行事、リーグ行事には、必ず参加できること。
(参加しないチームは次年度、不参加とみなします。)
市協会が主催または主管する大会等の審判要請を受けられること。
- ③ ユニホーム（選手用） **色違い2着**（メーカーが同じであれば類似でも可。）
ストッキング 1足、パンツ 1着
黒パンツ・黒ストッキングの組み合わせダメ、トレシャツなどはダメ。
キーパーのユニホーム（選手と色違いで2着、**背番号はなくてよい。**）
以上のものが用意できること。
- ④ 審判認定された審判がいること。
(審判を行う時は必ずワッペンをつけていること。)
チームに4級以上の審判が最低**4人以上**いること。
(令和2年度中に取得予定者も可)
・主審は空費された時間をとらない。ただし怪我等で中断した時は別。
- ⑤ 試合球を用意できること。
ボールにチーム名を必ず入れる。
空気圧を常にきちんとしておき、汚れも洗い流しておく。
- ⑥ 試合後、チームでゴミを持ち帰ること。今年度は特に厳しくします。
違反したチームはペナルティ対象
チームは必ずゴミ袋を用意すること。
- ⑦ その他、下記の約束を守ること
 - ・試合でのメガネの使用は禁止。(スポーツメガネは可。)
 - ・いかなる装飾品を身につけてはならない。(ヒモ類も不可。)
 - ・アンダーショーツ(タイツ)をパンツの下に露出して着用する場合は、その主たる色と同じで単色であること。

※ 令和2（2020）年度社会人リーグ開会式

日 時 令和2年4月12日(日) 9時30分

場 所 青森市スポーツ公園多目的広場（人工芝）

《登録時の注意事項》

- ・ 4月に行われる開会式に必ず参加すること。各チーム**8名以上** ユニホーム（上着のみでOK）、スポーツシューズ着用で 開会式開始**20分前**までに集合すること。
（違反の場合ペナルティ10,000円とします。）
- ・ 登録票にすべて記載し、3月27日までに必着したチームのみ登録できるものとする。
（負担金、参加料を4月5日までに納入済みのチーム。）
- ・ 団体登録票に空白欄のあるチームは未登録とします。選手登録票の記入欄はすべて記入すること。未記入の欄がある選手は未登録とします。
- ・ 登録票に書かれている名前と試合時にメンバー表に書いた名前が違う字体の時は、別人と判断し1試合出場停止とする。
- ・ メンバー表・審判報告書・記録表・選手登録票は各チームで多めにコピーして準備しておくこと。
- ・ 各チームは、サッカー協会・社会人リーグ委員会の行事に必ず参加すること。
- ・ 警告・出場停止の処分は各大会ごととします。
- ・ 三内河川敷および合浦公園の用具庫のカギは、**試合直前の金曜日までにリーグ事務局（合浦公園管理事務所）**に行って借りること。
- ・ 会場責任チームは、**試合当日の午後6時までに千葉副会長宅（743-7128）へFAXするか、携帯（090-2843-7052）に電話で試合結果を報告するか、または、メール（yoichi.chiba017@docomo.ne.jp）で報告すること。**
- ・ **記録表の原本・両チームのメンバー表・審判報告書**は、翌日リーグ事務局（合浦公園管理事務所 電話741-6634）まで届けること。
- ・ スポーツ公園・スポーツ会館を使用する際は、必ず管理事務所へ挨拶をしてからラインカー等の用具を借用し使用すること。
- ・ 審判はワッペンを必ず付けること。（付けていない時は審判をしないこと。）
- ・ 審判登録していない人が審判を行なった時は、本人と責任者が1試合出場停止とする。2回以上あつ場合時は、チームはブロックの最下位とする。
- ・ 社会人規律委員と審判部は、審判員証を調べることがありますので、必ず試合会場で提示できるように準備しておくこと。
- ・ スパッツは同色は可とする。色が違う時は主審が注意し、グラウンドの外に出してはさせる。試合中出た時は警告（イエロー）処分とする。
- ・ ユニホームは長ソデ、半ソデが同色・同型の時、可とする。
半ソデの下に着るシャツは、主たる色と同色のものは可とする。
- ・ 各チームが陣取っていた場所にゴミが置き去りにになっていた場合、1回目は注意し、2回目は、チームを1試合不戦敗とする。
- ・ 当日棄権のチームはブロックの最下位とする。
- ・ 入れ替え戦において同点の場合は、上位ブロックのチームを残留とする。
- ・ 登録する審判の審判員証写しを、団体登録票を提出する際に添付してください。
- ・ 会場での喫煙は禁止とします。
- ・

青森市社会人サッカーリーグ規約

1 名 称

青森市社会人サッカーリーグ (Aomori city soccer League) と称する。

(略称 青森市サッカーリーグ)

2 目 的

青森市及び近郊の地区の社会人サッカーチームで構成され、相互の発展と交流を目的とし、併せて他地区との交流を図るものとする。また、青森市のサッカーの発展並びに、県及び市サッカー協会の事業に積極的に協力するものとする。

3 参加資格

【チーム】

- ① 毎年度、市協会に社会人チームとして加盟登録が認められたチーム。
- ② **1チーム15人以上**のメンバーで登録が可能で、代表者名・連絡先その他チームの組織が明確であること。(登録にあたっては、所定の登録用紙に氏名・生年月日・住所と電話・勤務先を必ず明記すること。)
- ③ 傷害保険に加入していること。(個人の傷害は各人の責任とする。)
- ④ **他地域のリーグに登録していない人**。(県リーグ登録の人は可)

【個人】

- ① 青森市サッカー協会に登録したチームに継続性をもって在籍し、かつリーグに登録している**18才以上で高校生でない者**。
- ② 青森市社会人サッカーリーグに重複登録していない者。
- ③ 中途登録は、随時できるものとする。登録票に記入のうえ、個人登録料(1人につき3,000円)を添えて提出することで出場可能とする。(登録票以外は不可。)
- ④ 年度途中でのチーム間の移籍は認めない。

4 競技要項

- ① 競技規則は、日本サッカー協会の競技規則による。
(試合開始10分前に本部で確認すること。)
 - ・ **試合開始時のメンバー8名以上**をもって試合成立とする。
(5分前にベンチに必ずいること。)
 - ・ 試合時間は60分とし、延長戦は行わない。
- ② 警告は、1試合2回で退場、通算2回で、次の1試合に出場できない。
退場の選手は次の1試合に出場できない。但し、悪質なプレー等で退場した場合のペナルティーはリーグ運営委員会で決定する。
- ③ 試合日程変更は、リーグ委員会で認めた場合を除き、原則として認めない。
- ④ 審判
 - ・ 審判は、主審1名、副審2名、予備審1名で行う。
 - ・ **主審、副審及び予備審は、レフリースーツの着用を義務づける。**

- ・主審は、認められた笛を必ず持っていること。
 - ・予備審もスパイクを着用のこと。(下はトレパンでも可。)
- ⑤ 選手はユニホームを着用のこと。(全員、統一されていること。)

5 会 計

- ① 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。
- ② 毎年度、リーグ参加料は社会人リーグ委員会で決定する。
- ③ 他の大会の参加料は社会人委員会で決定する。

6 組 織

- ① リーグは、リーグ委員会を設置し、自主的に運営にあたる。
- ② リーグ委員会は、委員長、副委員長、事務局、リーグ運営委員で構成する。
- ③ リーグ委員会で規律委員長を決め、チームのすべてを監理する。
規律委員長の判断は、すべて決定事項とする。

7 確認事項

- ・大会の名称を **青森市社会人サッカーリーグ** という。
- ・大会の運営は、リーグ委員会を中心に、全チームの参加協力のもとに行う。

《ブロック》

- ① ブロックは、1部 10チーム、2部 残りのチームとする。
(ただし、参加チーム数により変更する場合もある。)
- ② ブロックの順位は、次の順序で決める。
 - 1 勝点(勝ち 3、引き分け 1、負け 0)
 - 2 得失点差
 - 3 得点数
 - 4 相互の対戦成績

《試 合》

- ① ボールは指定球(日本サッカー協会公認5号球)の持ち寄りとし、試合球にふさわしいもの(チーム名を書いたニューボールに近いもの)を用意すること。
- ② 試合開始までに、必ず所定のメンバー表を予備審判に提出すること。メンバー表の用紙は規定されているものを使用し、名前まで記入すること。
(規定以外の用紙を使用した場合はペナルティ対象とする。)

《審 判》

- ① 審判割り当ては厳守すること。
- ② 審判の割り振りは、主審と予備審各1名、副審2名とする。
- ③ 審判は、試合開始前には試合会場へ入り、審判打ち合わせ及び会場責任チームとの打ち合わせを行うこと。

- ④ 主審は、メンバー表記載の両チームのユニホームの確認を行い、両チーム同系色であれば、一方のチームに異色のユニホームを着用させる。
 同色のときはコイントスでユニホームを変更するチームを決定し、**2着用意していない時は0:3の負けとする。**（但し両チーム同意のもとであればビブスでも可とする。）
- ⑤ 副審は、選手の氏名及び背番号の確認、ユニホーム・スパイク・シンガード・装飾品のチェックを行う。
- ⑥ 予備審は、交替選手のある場合に、両チームから提出されたメンバー表により対応するとともに、試合中、審判に事故ある時は、その代理をする。
- ⑦ 予備審もレフリースーツを着用し、予備審であることを明確にすること。
- ⑧ 予備審は、試合結果を会場責任チームに報告する。報告は、所定の報告書により、必要事項を記載すること。

《会場責任チーム》

- ① 7名以上であたり、第1試合のチーム（1チーム最低6名以上）とともにグラウンドを設営する。
 （試合開始の1時間前には集合し、試合時間に必ず間に合うように行うこと。）
 - ・グラウンド設営 ライン引き（会場責任チームが行う）
 ゴールポスト・ネット・フラッグの設置（第1試合の両チームに指示）
 - ・後始末 ラインカー・フラッグの収納（会場責任チーム）
 ネットの収納、グラウンド整備（最終試合の両チーム）
- ② 試合直前の金曜日までにリーグ事務局に鍵を取りに来て、会場の石灰、ラインカー、ゴールポスト、コーナーフラッグ等を確認しておくこと。
- ③ 各試合終了後に、予備審から試合結果の報告を受け、所定の記録用紙に記載する。**記録表の記載事項はすべて記載し、試合当日中に千葉副会長宅（743-7128）へFAXするか、携帯（090-2843-7052）に電話で試合結果を報告するか、またはメール（yoichi.chiba017@docomo.ne.jp）で報告すること。**
- ④ 記録表の原本・両チームのメンバー表・審判報告書は、翌日リーグ事務局（合浦公園管理事務所 電話741-6634）まで届けること。
- ⑤ 用具ハウスの鍵の管理
- ⑥ 問題が生じ、対応または処理した場合は、その内容を記録表提出の際に報告すること。
- ⑦ グラウンドの後片付けが終了したことを確認してから帰ること。

《その他》

- ① グラウンドは公営のものを使用しているので、各チームでゴミ袋を準備しゴミは持ち帰ること。
- ② チームの責任者は、チームすべての責任を負うこと。ゴミの投げ捨て、置き去りはペナルティの対象とします。
- ③ グラウンド維持のため、雨天時、試合を中止とする場合もあります。その場合、後日、試合は行わず、結果は2:2の引き分けとする。（朝の9時までに両チームと審判に連絡します。）
- ④ 全チーム参加によるグラウンド整備日を設定することがあります。

《罰金の運用》

- ① 罰金のうち、試合に関わるものについては、6割をリーグ会計に、4割を相手チームに充てる。
- ② 罰金のうち、審判に関わるものについては、代替審判手当の他はリーグ会計へ充てる。
(代替審判手当は、主審1, 500円、副審・予備審1, 000円とする。)

※ 各会場の使用について

1 公共施設の利用（スポーツ会館・スポーツ公園・サンドーム等）

- ・各施設で定めている使用基準を遵守すること。
(今年度は、グラウンド回収のためスポーツ会館は使用できません)

2 合浦公園多目的広場

- ・試合直前の金曜日までにリーグ事務局（合浦公園管理事務所）へ用具庫の鍵を取りに行く。

3 三内河川敷グラウンド

- ・トイレの水道で足等を洗うことは厳禁。（ホースを用意しておくので、外で洗うように。）
- ・試合直前の金曜日までにリーグ事務局（合浦公園管理事務所）へ用具庫の鍵を取りに行く。
- ・管理事務所から石灰を受け取ること。

※ リーグ会計口座

青森銀行浪打支店 普通 3103506

青森市サッカー協会 社会人委員会

事務局 千葉 洋一

住所；〒030-0902 青森市合浦2丁目17-50

携帯電話；090-2843-7052

ペナルティ規定

青森市社会人サッカーリーグ規約・参加条件・確認事項に違反した場合、ペナルティ処置を適用し、罰金を徴収いたします。

《罰金10,000円》

- ① 試合開始時に、**8名以上**の選手がそろっていない場合は、理由を問わず棄権として、ペナルティ処置を適用
- ② 登録外選手（出場資格外選手）を出場させた場合は、当該試合は成立とするが、ペナルティ処置を適用（登録外選手及び代表者は、次の試合から出場停止処分とする。停止期間はリーグ委員会で決定する。）
- ③ 割り当てられた審判を行わない場合、ペナルティ処置を適用
・事前に審判ができないと分かった時は、他チームの協力を得るなどして対処すること。
それによって起こる事故等については、すべて当該チームの責任となる。

《罰金5,000円》

- ① 審判が試合時間に遅刻した場合、チームの責任としてペナルティ処置を適用

《罰金3,000円》

- ① 規定の用紙（メンバー表、審判報告書、記録表）以外を使用した場合、ペナルティ処置を適用
- ② 会場での喫煙、ゴミの投げ捨て、置き去りはペナルティ処置を適用。
- ③ 試合当日、両チームのメンバー表・審判報告書・記録表の総てを事務局に届けられない場合、会場責任チームにペナルティ処置を適用
- ④ 審判がワッペンをつけていない場合、ペナルティ処置を適用

※ ペナルティ処置に伴うその他の規定

- ① 1週間前までに棄権の連絡があった場合は、不戦敗とはなるが、ペナルティの適用はしない。
但し、対戦相手への連絡費用として1,000円を相手チームへ支払うこと。
割り当て審判については、必ず行うこと。
- ② 棄権のスコアは（0－5）、不戦敗のスコアは（0－3）とする。
- ③ 棄権または不戦敗2回で自動的に下位ブロックへ降格とする。
- ④ 審判が来なかったことにより試合ができなかった場合、（2－2）の引き分けとする。
- ⑤ 試合の処置、進行は、会場責任チームの指示に従う。
- ⑥ 他チームが審判を代替した場合は、代替審判手当として主審1,500円、線審1,000円×2名、予備審1,000円を罰金の中から支払うものとする。
- ⑦ 罰金は、ペナルティの事実のあった日の次週の水曜日午前10時までに、リーグ会計口座に振り込むこと。（当日、会場責任チームに納付することも可。）
- ⑧ 上記の納入がなくて試合を行った場合、再びペナルティ処置とする。
- ⑨ その他の問題のペナルティは、社会人リーグ規律委員会で決定する。